

令和7年第2回健康福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和7年6月19日（木）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階 大委員会室
3. 議 題
 - （1）議案第 4号 専決処分（白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
 - （2）議案第 8号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - （3）議案第 9号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - （4）議案第10号 白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - （5）議案第15号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目について
 - （6）閉会中の継続調査について
4. 出席委員 武 藤 美砂子 副 委 員 長・柴 田 圭 子 委 員
長谷川 則 夫 委 員・石 田 里 美 委 員
伊 藤 仁 議 長
5. 欠席委員 田 中 和 八 委 員 長
6. 説明のための出席者
市執行部
市 長 笠 井 喜久雄
福 祉 部 長 金 井 早 苗
健康子ども部長 池 内 一 成
社会福祉課長 内 藤 篤 司
障害福祉課長 石 田 典 子
高齢者福祉課長 奥 村 敏 直
子育て支援課長 相 馬 正 樹
保 育 課 長 高 瀬 剛 志
保険年金課長 萩 原 靖 殖
7. 会議の経過 別紙のとおり

8. 議会事務局	事務局 長	松岡 正純
	係 長	會 卓也
	主任 主事	石井 治夫

委 員 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ち、武藤副委員長より御挨拶をお願いいたします。

○武藤美砂子副委員長 皆様、おはようございます。今日は教育福祉から健康福祉に名前が変わりまして第1回目の委員会となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

市 長 の 挨 拶

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。暑い中、出席をしていただきまして心から感謝いたします。また、新しくメンバーが代わって、武藤副委員長、皆さん、非常に大切な市民生活に直結するような健康と福祉分野でございますので、慎重なる御審議をいただきたいと思います。

本日の健康福祉常任委員会では、議案第4号、議案第8号から議案第10号及び議案第15号のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目の5議案について御審議をお願いするものでございます。委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○松岡正純議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

委員会会議につき、議事等につきましては武藤副委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○武藤美砂子副委員長 本日は田中委員長が欠席のため、白井市議会委員会条例第12条第1項の規定により、委員長に事故があるときは副委員長が委員長の職務を行うことになっておりますので、私が代わって委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は4名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、健康福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりでございます。

発言は必ず挙手の上、副委員長の指名に基づき行ってください。

(1) 議案第4号 専決処分(白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

○武藤美砂子副委員長 これから日程に入ります。

日程第1、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 では、質問させていただきます。総括質疑も行われたところなんですけれども、賦課限度額を今回引き上げることになっています。これは影響があるのは高額所得者のほうかと思っ
ているんですが、たしか御答弁では対象が減るというような御答弁だったと思うんです。これはどうい
うふうに理解したらいいのかなと思うので、お尋ねします。

○武藤美砂子副委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 それでは、総括質疑における対象の世帯が減ることについてでござ
いますが、こちらにつきましては、限度額が増額、上がる方向になりますので、それに対応する高所
得の方が対象となってまいりますので、所得構成の構造上、限度額が上がることによって対象者はよ
り少なく絞り込まれて減っていくという形で減ることになるということになっております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 よろしいですか。柴田委員。

○柴田圭子委員 限度額を引き上げることで対象者が絞り込まれるから減ることなんですね。
そこは分かりました。ちょっとずつ減ることになるということは分かりました。じゃあ、こういうふ
うに限度額が変更されることで、全体の税収についてはどのような変化があるのでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 お答えいたします。

こちら税収という意味では、限度額が上がることにに対する影響については、結果として限度額は増
額になっておりますので、そのの部分に関しては約326万円ほど限度額が上がる分の影響としては増
額方向になるという試算で計算をしております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 要は、今回の変更においては、税収としては326万円ほどアップするよということ
ですか。違いますか。

○武藤美砂子副委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 申し訳ございません。今、申し上げたのは限度額が上がることによるほうの影響部分でございまして、一方では軽減、すみません、限度額分の影響部分としてはその増額方向という意味合いになっております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは今は限度額が上がったことによる税収の影響で、今度は軽減対象がまた今回見直されて、少し軽減幅が広がっていますよね。そのことについての税収についてはどのようなになるのでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 お答えいたします。

こちらの一方の軽減のほうにつきましては、今回2割軽減と5割軽減での対象者の幅が広がることによって、試算では約187万円ほどの減額をしております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしますと、326万円引く187万円の差額が純粋な増額分ということになりますね。

○武藤美砂子副委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 これは専決をしています。4月1日付になっているんですけども、前から指摘はあるところですけども、こと、税に関する変更は極力専決しないことが望ましいということになっています。結局、臨時議会が開かれることもなく、6月議会で通常の議案として出されたわけですけども、じゃあこの専決をして走り出す、この2か月間、3か月間の間にどのようなことを議決の前に行ってきたのかということをお尋ねします。

○武藤美砂子副委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 お答えいたします。

この専決後につきましては、主に印刷物であるとか、課税のための納付書、あと、御案内のパンフレット、そういったものについて限度額の軽減の記載等がございますので、そちらについてを専決処分後に行っていたものであります。

以上です。

○柴田圭子委員 後半部分がよく聞こえなかったです。

○武藤美砂子副委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 すみません、その前の段階という意味では、法の改正が行われるというのは県のほうから連絡が来るんですけども、国会の議決では結果的に3月31日に行われたというところがありますので、それを踏まえて3月31日付での専決処分という形で行うという形になります。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そこは分かりました。専決処分された後に準備に取りかかっていると思うんです。例えば、この間、勉強会のときに頂いた資料も令和7年度分ですから、この資料も今年度に入ってから印刷されたりしているのかなと思うんですけども、実際に皆さんに通知がいったりするの7月なので、それまでに準備をとにかく賦課金額も課税金額とかも全部決まっていけないと思うんです、相当な事務をこなしているのかなと思うんです。ただ、専決状態であったその2か月、3か月の間に行ったのはどういうことでしょうかという質問です。

○武藤美砂子副委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 失礼しました。お答えいたします。

今、委員のほうからおっしゃっておられた印刷物、こういったものの対応、あと、明細書にいろいろセッティングであるとか、そういったものが主な対応という形になってまいります。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 じゃあ例えば、専決する前にこのぐらいの変更があるというようなのは事前に県から知らされるんですか。それとも、3月31日の決定までは、やはりそれに向けた対応というのは取れない状況なんですか。

○武藤美砂子副委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 改正内容の概要のようなものについては、変更額の幅というか、そういったものは示されておりますので、その部分は前もって承知しているところではあります。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ちょっと中身に戻しまして、賦課限度額の対象者というのが総括質疑の中であったと思うんですけども、それぞれがどのくらいかという質疑通告について、単身で1,300万円という答弁をされていると思うんです。ちょっとここがよく意味として私はつかみ切れていないので、この解説をお願いしたいんですけども。

○武藤美砂子副委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 お答えいたします。

この賦課限度額1,300万円という金額につきましては、今回改正を行いますのが医療分というか基

礎分という部分と、高齢者に対しての支援分の2つの内容になっておりまして、1,300万円の手前で既に医療分については上限額に達するんですけれども、その両方を満たすという形で、後期支援分の上限額に達する金額として試算上約1,300万円というところがありましたので、その内容の金額となっております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 賦課限度額の対象者の所得というのは、単身だと1,300万円ぐらい。賦課限度額の対象者というのは、これはちょっとやはり意味が、質疑の通告の内容だとそれぞれの所得はどれぐらいかとあるんですけれども、ここをもうちょっと解説してもらえますか。

○武藤美砂子副委員長 萩原保険年金課長。

○萩原靖殖保険年金課長 お答えいたします。

それぞれという言葉の捉えが私どものほうでは、要は、今、申し上げた医療分と後期支援分のそれぞれという捉え方での回答でお答えさせていただいておりますので、今、申し上げたような両方を満たすという意味での後期の金額ということになっております。

以上です。

○柴田圭子委員 分かりました。ありがとうございます。

○武藤美砂子副委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方でございますか。

次に、賛成討論の方でございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 専決なので、反対をするとえらいことになるということも分かっておりますので、賛成はするんですけれども、やはり税金、税収というのは一番市民に関わる場所なので、何度も問題が指摘されているところなんですけれども、専決処分というのは極力税収においては避けるべきだというのは変わらないので、例えばこういうふうな内容で決まりましたというような、せめて通知ぐらいは議会のほうにも早めに示していただくというような状況、せめてそのぐらいはしていただけるとありがたいかなと思います。

以上、賛成討論とします。

○武藤美砂子副委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は承認することに決定いたしました。

(2) 議案第8号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○武藤美砂子副委員長 日程第2、議案第8号 白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑ございますか。

石田委員。

○石田里美委員 2ページになりますが、(1) (2)に値すると思うところですが、特にアの行、「家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること」とありますので、それぞれの役割分担は具体的にはどのようなことを考えていますか、お尋ねいたします。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 今、御指摘いただいたところについては、第6条の2項の(2)のアのところで、「家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること」についてお答えいたします。

今回の改正の中では、家庭的保育事業者において連携施設、連携施設については、保育所、それから幼稚園、認定こども園を通常連携施設として確保しなければいけないところとされているんですけども、その確保が難しい場合において、今回、代替保育連携協力者、これについては小規模保育事業者と事業所内保育事業者が当たってくるんですけども、その役割の分担というところの中で、保育内容支援につきましては幾つか連携する内容がありまして、例えば保育している内容の相談、助言とか、合同保育とか、園庭開放、給食の搬入、健康診断などがあるんですけども、そういったところの役割について、それぞれで話し合っ、具体的に分担とか責任の所在を決めながら進めていただくといったところが求められているところになりまして、細かく具体的にそこについて国から示されているところではないんですけども、そういったところを確保した上で、しっかりとした保育の提供をしていくということが求められているところになります。そういった中で、子どもに対

する保育というのが適切に行われるというところが求められる内容になっております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 石田委員。

○石田里美委員 業務的な内容は分かったところですが、一般的に例えばその業務を行うに当たって、事故等々発生した場合も同じような責任の所在というのはどういうふうになっていくんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 そういった細かいところについて、国から示されている基準等で具体的に内容をはっきりさせられているものではなくて、やはり家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者等と話し合いながら、実際どこまでのサービス等を提供した場合に責任が求められるのかとか、分担の内容とかも細かく規定が決まっているわけではありませんので、そこは話し合いながらやっていただくというところで御理解いただければと思います。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 石田委員。

○石田里美委員 それぞれ協議をして行っていくということの理解でよろしいでしょうか。分かりました。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今のところもそうなんですけれども、具体的にどういうことをするのかという中で、園庭開放であるとか給食であるということがありました。家庭的保育事業者というのは小規模で、もしその本人が病気で面倒を見れなくなってしまったみたいな場合は、預かっているお子さんたちは小規模のほうとか保育園とかに連れて行って代わりに面倒見てもらうということになるんですか。その辺はどういう状況になるのか、そこを確認したいと思います。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 それでは、家庭的保育事業者等が健康上の理由とかで保育ができなくなった場合の御質問かと思うんですけれども、そこについては、代替保育に係る連携施設の部分の規定の話になるかと思ひまして、それにつきましては、第6条第4項のほうに代替保育についての規定が書いてありまして、家庭的保育事業者等が病気とか休暇とかによって保育を提供することが難しい場合については、通常であれば連携施設がその役割を担ったりするところではあるんですけれども、代替保育連携協力者についても今回の規定の中でも整理されておりまして、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者のところで代替保育という形でサービスが継続的に提供されるように努めていくよう制度が設計されておりますので、保育に対して問題がないように提供されていくというもので認識しております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そこは分かるんです。分かりました。そうしたら、こちらに連れてきていた人が受けられなくなった場合は、保護者がこちらのほうに連れていく、別の代替の施設のほうに連れていくということになる。その連携をスムーズにしておきましょうねということも含まれているんですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 実際そのやり方について細かく規定では決まっているところではないんですけれども、保護者が連れていくといったケースもあると思いますし、連携施設のところに、今、言った場合ですと代替保育連携協力者になってくるかと思うんですけれども、その職員が行って保育を行うといったところも想定されておりますので、そちらについてはケース・バイ・ケースで事業所の対応によるものと考えております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 大分、要は自由度の広い内容になっているかなということが分かりました。

それで、じゃあその第6条第4項なんですけれども、市長が以下のいずれかを満たすときは規定を適用しないことができるという条文なんですけれども、旧条文に比べると、市長が認めることという文言が入っている。これというのは、要はどういう意味かということ、市がチェックする場面が増えるというか、ちゃんと条件に沿っていることを確認することが市の責任として生じていると受け止めていいんですか。そうしたら、その対応としては具体的にはどんなふうに、何か申請書を出してチェック項目を書かせるとか、現地に行くとか、そこの辺はどういう体制になるんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 今回の改正の中で、市長が認める場合というところが幾つか出てきている中で、その具体的な手続はといった話かと思うんですけれども、実際には基準の中で具体的に連携施設の確保が難しい場合においてというところの具体例については、あまり細かく国からは示されていないところになりまして、実際に連携施設を市内では全て確保できているという現状がありまして、その上で、もしサービスの提供が難しくなった場合については、市に相談をいただきながら提供を続けていただけるように、そこは調整しながらやっていくという認識でおります。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 この間も、白井市においてはこの体制については充足しているので、今、困っている現状ではないという御説明をいただいています。なので、細かいことまでになっていくとやはりケース・バイ・ケースというのが多いのかなということは感じたところです。

ただ、市長が決めるという部分で、責任を市が持つというのが増えているなという気がしたので、

そこについてだけはどういう、例えば市長が講じる必要な措置というのは一体どんなことなんだろうとか、そういうのがもう少し具体的にになっていたほうがいいのかなという気もするんですけども、そこら辺のことは検討されたりしていますか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 必要な措置についての具体的な事例というところになるんですけども、なかなか今回の改正の内容について、市でもこれまでのケースがないので想定がしづらいところはあるんですけども、ふだんから事業者とは情報共有と連携をしております、そういった中でどうしても対応が難しい場合については、実際の市の対応としてはそのケースについて整理をして、起案等で決裁を市長まで取って判断していくというのが通常の流れになってくるかと思います。

やはり保育の提供が途絶えてしまうということが市としては一番気にするところになりますので、そういったところについてはちゃんと保育サービスが継続的に提供されるというところを、市も連携しながら確保を進めていきたいと考えております。

以上になります。

○柴田圭子委員 分かりました。ありがとうございます。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は原案のとおり可決されました。

(3) 議案第9号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○武藤美砂子副委員長 日程第3、議案第9号 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 一番最後のところなんですけれども、経過措置が10年から15年になっているというところ、10年というのは、実際連携施設を見つけるのに10年は経過措置期間があるよというのは長いなという感じを、これが制定されたときも随分長いな、それまでに見つからない場合はどうするのかななんていうことをぼんやり考えた記憶があるんですが、それがさらに長くなってしまう。実際に連携施設の確保が困難な場合はあまり市内では想定ができないのかなという気がするんですけれども、こんなに15年にもなって、実際に運営していった大丈夫なのかなという気がするんですけれども、こちら辺の背景、こういうふうになくなった背景というのはお分かりですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 それでは、附則のところで書かれている連携施設に関する経過措置として10年から15年に変わるというところについてお答えをさせていただきます。

今回の改正につきましては、国からの照会により地方から提案があつて改正された部分になりました。白井市内においては連携施設が確保できておりますので、影響はないものというところで把握しているんですけれども。やはり地方の特に過疎地とか、子どもが少ない地域といったところになってきますと、近くにある事業者でも10キロ、20キロと、かなり遠くに行ったところにやっと施設が、しかも小規模の施設があるといったようなところもありまして、なかなかそういったところについては国の定める基準における連携施設の確保が難しい、そういったような状況があつたところで、ここについて経過措置を延ばしてほしいというような提案により、国が全国的な基準を改正したというものになります。

なので、市としての影響はないんですけれども、今回国で改正された基準につきましては、この部分についても従うべき基準として示されており、白井市においても同様に規定を改正するようなものになっております。

以上になります。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 過疎地において連携する先がないから、地方からの要請だということは、この間、説明いただいていたんですが、10年も長いけれども、15年もなくて大丈夫かというのは実際あるし、ただ、地方としては、そういう連携先が見つけられないからこの施設自体がクローズになってしまったら困ると、そういうことでこの期間を長くして運営がちゃんとできるようにしてほしいという要請なのかなと、今の説明でやっと感じたところなんですけれども、そういう解釈でよろしいですか。

○武藤美砂子副委員長 高瀬保育課長。

○高瀬剛志保育課長 はい、そのとおりでございます。

○柴田圭子委員 分かりました。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は原案のとおり可決されました。

(4) 議案第10号 白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

○武藤美砂子副委員長 日程第4、議案第10号 白井市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 地域包括支援センターにおける職員配置を柔軟にするための改正だということを承知しております。今までは各センターに3種類の専門職員がいなくちゃいけなかったけれども、それを全部まとめて、総じて人数配分ができていればいいというふうな、柔軟なことに対応されるようになると解釈しているんですけども、これは白井に当てはめた場合、どういうふうに改正されることで変わるのでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 本市におきましては地域包括支援センターは3センターございます。西白井包括支援センターと白井中央包括支援センター、それから白井駅前包括支援センターになりますが、今回改正された部分では、3施設の場合、合算して1万8,000人未満の場合は配置のほうを変更ができるということで、本市においては、今、白井駅前と中央包括については6,000人未満ですの

で1人ずつで配置しており、西白井包括については6,000人を超えていますので1人加配をしており、3職種の合計ですと、西白井が4名、白井と中央のほうで3名ずつという形で配置されています。これが今回の改正によりまして、合算しますと1万8,000人未満ということで、中の配置のほうを変更することはできるんですけども、ただ、白井市については今2法人と委託契約を結んでいまして、これが1法人であれば事業者の法人の中でいろいろな検討はできるんですけども、なかなか2法人というところで、現実的には今回改正したところであっても白井市においては難しい状況と考えております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 取りあえず3つのセンターにそれぞれ1人ずつ、3職種1人ずついます。さらに、西白井については6,000人を超えているので1人加配していますということで、人数的には充足されているということですね。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そして、白井の場合は、2つの法人に委託をしているから、今回法律が改正されて、全体で何人という配置でもいいよというふうにはなったものの、法人間での行き来は人事交流はないから、現実的にはこれを全体でというふうに直すということは今のところは難しいということでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 2法人に委託しているから互換性がなくて、現状変えることはできないということですが、それで特に法改正で全体で見ることになるのとは違う体制ですけども、特に不都合とかはあるのでしょうか。今現状で、1つのところでひっくるめて全体を俯瞰しながら運営するほうが効率的であるとか、今は2法人だけでも、そのような運営自体については特に何かお考えはありますか。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今回の改正内容につきましては、今、委託している2法人のほうに説明と、あと意向のほうを確認しておりまして、常勤換算方法につきましては、例えば欠員が続くような状態となれば考えたいという御意見はいただいたところですが、実際に勤務をしている職員の方からは、常勤職員のほうが配置としては望ましいという意見をいただいております。

複数拠点で合算しての3職種の配置のほうの改正部分につきましては、やはり受託法人が違うので、実際に法人のほうに伺ったところでも難しいんじゃないかというような御意見をいただいております。

ただ、これを今回改正することによりまして、今までできなかったものができるというような形になりますので、実際には法人が違うので難しいところではありますが、やむを得ない場合等が生じた場合は、そこは運営協議会のほうで協議しまして、事業者のほうからもそういった求めがありましたら協議して検討していきたいと考えております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 受託事業者のほうから何か考えたいという言葉があったと最初のほうにおっしゃっていたんですけども、運営について考えたいというのはどういう意味なのかなと思って、そこがよく取れなかったんですけども。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 すみません、失礼しました。今回の改正のほうが、常勤換算方法による配置についての改正もありまして、そちらのほうの御意見で、今1人ずつ配置されています職員のほうが、欠員が出ましてそれが長く続いてしまうような場合、それでやはり人材を見つけるのが難しいというような状態になれば考えたいというような御意見もありましたが、ただ、実際には例えば常勤換算方式によりまして、常勤職員じゃなく非常勤職員を何名か入れた場合、やはり常勤換算の方を配置するのが望ましいというようなお考えで、本当にやむを得ない場合はそういった部分を検討したいというようなお考えでした。

以上です。

○柴田圭子委員 大体分かりました。

○武藤美砂子副委員長 よろしいですか。

○柴田圭子委員 じゃあ確認をします。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 今の考えたいというのは常勤換算方式の雇い方の話ですね。分かりました。今回可能になったこういう全体でという形は、白井においては取りあえずはこのままでいくということでしょうしいですね。

○武藤美砂子副委員長 奥村高齢者福祉課長。

○奥村敏直高齢者福祉課長 今のところそう考えております。

○柴田圭子委員 分かりました。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は原案のとおり可決されました。

(5) 議案第15号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目について

○武藤美砂子副委員長 日程第5、議案第15号 令和7年度白井市一般会計補正予算（第2号）のうち健康福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑を行います。

ページ数10ページから11ページ、3款1項社会福祉費、3款2項児童福祉費、3款3項生活保護費、3科目のみですので、歳出全体で質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 10ページの社会福祉費、行旅死病人取扱費、当初予算は80万円なんですけれども、その1.5倍が補正でついています。見込みがアップしたということなんですけれども、どんな状況なんでしょうか、現状。これだけの補正をつけなくてはいけないような状況というのは結構深刻なのかと思うんですけれども、状況はどのようなものんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えいたします。

当初予算では4件分の予算を計上しておりましたが、現時点で既に5件の執行をしております、今後の見込みとして6件分の補正予算を計上させていただいております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 どこまで聞いていいのか分からないですけれども、どういう状況なんでしょうか。言えないんだったらそれはいいんですけれども、これだけ増えてくると、やはりどういう状況でこの費用を支出することになったのかという状況だけは把握したいと思います。

○武藤美砂子副委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えいたします。

自宅や施設等で亡くなられたケースで、身寄りのない方等の火葬費用ということになりますので、市のほうで親族等の確認をさせていただいて、遺骨の引き取りですとか、遺留品の引き取りですとか、その辺りを確認させていただいているものでございます。

以上です。

○柴田圭子委員 それは分かりました。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございませんか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 確認です。2目の障害福祉費と3款2項1目児童福祉総務費、ひとり親福祉費、いずれもシステムの改修というのが入っていると思います。これがよく書き取れていないんですけれども、マイナンバーカードによる各医療費助成制度をオンライン、何か自分の書いた字がよく読めないんですけれども、マイナンバーカードでひもづけるためのシステム改修ということによってよろしいのでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

ここの障害福祉費のシステム改修委託料と児童福祉費の子ども医療費助成事業と、ひとり親福祉費ということで、このシステム改修の内容ですが、まずこのシステム改修する背景につきましては、国が進める医療DXというのがありまして、その推進の中にマイナンバーカードの活用による医療費助成の効率化というのが含まれております。これを全国展開していくというものがありまして、国や自治体の実施している医療費助成の紙の受給者証、現在紙で発行している受給者証や、あと医療機関でも診察券というのがあると思います。医療機関のほうの診察券と、それをマイナンバーカードに一体化を進めるというものがございまして、全国規模で令和8年度中にできるだけ導入を目指すというふうな方向でありまして、そのシステム改修、オンライン資格確認というものになりますけれども、それをするための各医療費助成、障害福祉で言いますと自立支援医療の部分、そして、児童福祉関係ですと子ども医療とひとり親助成医療費のほうに紙の受給者証、そしてシステムを使っておりますので、こちらを改修するというような内容になります。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 すみません、令和8年度中に導入ということをおっしゃられました。今は令和7年度なんですけれども、この補正で出された改修の内容はどこまでのことを、どこまで進捗できるんですか。令和8年度に稼働開始に向けた費用ということによってよろしいですか。

○武藤美砂子副委員長 相馬子育て支援課長。

○相馬正樹子育て支援課長 お答えいたします。

令和8年度の4月1日を目標に、私ども稼働を目標にしておりますので、令和7年度中に改修を行うというようなことになります。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 これは一般財源も、国半分、一般財源半分ですね。分かりました。

じゃあ、次。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 社会福祉費の障害福祉費の18節の負担金補助及び交付金、社会福祉等施設整備費補助金で700万円が一般財源から出ています。説明だと、市内法人、国補助を認めたとかというようなことが書いてあるので、国の補助が出たから市もそれに合わせて補助金を出すのかなと思ったんですけども、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

先ほど委員がおっしゃられたとおり、こちらの市の補助金の対象者というのが、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づき補助金が交付された方、プラス、市内で経営又は経営しようとしている施設で市長が必要と認めた施設の施設整備をする法人であることというところの補助対象になりますので、基準が該当しているという形になりますことから、今回700万円のほうの補正をさせていただいております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 国からの補助が認められたということで、国からの歳入はないんですけれども、じゃあ国は直接その施設の法人のほうにお金を回すということではよろしいですか。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 柴田委員のおっしゃるとおりでございます。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうすると、国は幾らその法人に補助するんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。

令和7年3月18日、県から通知がありました、令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助金の内示というところで額が示されているものになります。6,170万円ということでの国の補助金の内示額が出ていることになっています。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 白井市の財源は一般財源、これは基金取崩しとか、財源はどこからですか。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えします。

令和元年度までは白井市社会福祉事業推進基金を原資としておりましたが、令和2年度より当該基金が財政調整基金に統合されたため、今回は一般財源により対応することといたしました。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 国の内示が結構6,170万円と大きいです。それに対して、市の補助というのはどのぐらいの割合で出すことになっているんですか。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 お答えいたします。

委員のおっしゃられた、今回こちら700万円という形になりますが、こちらについては2つ、まずは施設整備事業費の限度額、こちらは補助基準額の6分の1になりますが、限度額が500万円。また、備品整備費という形での限度額200万円、こちらも補助基準額の2分の1という形になりまして、施設整備の500万円と、備品整備のほうでの200万円で、合わせて700万円の内訳になっております。

以上です。

○武藤美砂子副委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 これは具体的にどこでしょうか、施設は。

○武藤美砂子副委員長 石田障害福祉課長。

○石田典子障害福祉課長 内示のほうで示されたところで、社会福祉法人フラットになっています。

以上です。

○柴田圭子委員 分かりました。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 最後のところです。生活保護費のところのシステム改修なんですけれども、当初予算のこのシステム関係のあれが725万円だったかな、結構大きな額の補正になります。システム改修ということで、生活保護の見直しと自分では書いてあるんですけれども、結構大きな見直しというか、システムを大分いじるような内容になっているんでしょうか。

○武藤美砂子副委員長 内藤社会福祉課長。

○内藤篤司社会福祉課長 お答えいたします。

今回のシステム改修については、大きく2点ございます。生活保護法の改正によりまして、令和7年10月から、生活扶助基準の見直しに関わる改修として92万4,000円、それから、被保護者の調査、統計データ等の調査の調査項目の変更が令和8年4月から変更になるもので、それに伴う変更という

ことで70万4,000円を予定しております。

以上です。

○柴田圭子委員 分かりました。以上です。

○武藤美砂子副委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。

次に、歳入について質疑を行います。

9 ページ、15款 2 項 2 目民生費国庫補助金、16款 1 項 2 目民生費県負担金、こちら 2 科目ですので、歳入全体で質疑をお受けいたします。質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○武藤美砂子副委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は原案のとおり可決されました。

（6）閉会中の継続調査について

○武藤美砂子副委員長 日程第 6、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○武藤美砂子副委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前 11 時 01 分